法と人間科学通信

LAW AND HUMAN SCIENCES

Vol. 11

2015 年 3 月号

発行：文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」　代表：仲 真紀子
総括班出版担当：伊東 裕司・指宿 信・城下 裕二（50 音順），支援室

◆ 目　次

■「法と人間科学」総括班支援室からのお知らせ------ 1
・2014 年度 模擬裁判開催
・2014 年度 全体会（合宿）開催 <メンバーイベント>
・ニューズレター vol.7（3 月号）

■ 実務家と研究者のクロスセクション ---------- 2
「人・社会の文化と法」
彩北法律事務所　弁護士　吉岡 征雄

■ 研究アゴラ ---------- 3
分担執筆著書の紹介
『民主主義の「危機」
―国際比較調査からみる市民意識』
山口大学 人文学部　高橋 征仁
・総括班支援室からのご案内

巻頭歳時記

今年は、全国的に暴風雪に見舞われることが多く、普段雪の降らない地域でのご苦労が忍ばれます。一方で札幌は例年より 1 ヶ月程早くアスファルトにお目にかかれる暖かい冬となりました。

12 月 14 日には、第 2 回東京法と心理研究会が開催され、多様な話題と実務家との意見交換など充実した内容でした。詳しいレポートは、今月発行のニューズレター vol.7 をご覧下さい。年明け 1 月 12 日には、参加希望者多数のため再度、田中先生企画の実務家研修「子どものための司法面接と体験を語る子どもの心理」を開催いたしました。前回同様に盛会となり、こういった研修に対するニーズの高さがうかがわれました。同月 24 日には、元公募班の櫻井先生企画「大学のカルト対策 4」も開催し、内容の濃い討議が行われました。これから年度末には、3 月 28 日の模擬裁判、3 月 29 日の全体会があります。今年は 3 月末日の開催とあって、名実ともに本年度の〆となります。

総括班支援室は、校舎の改装工事が終了したため、2 月末日、写真の古河記念講堂から文学部棟プロジェクト室 213 に移りました。（総括班支援室・高橋）

「法と人間科学」総括班支援室からのお知らせ

■ 2014 年度 模擬裁判 開催

「熟議型意識調査等を活用した模擬裁判員裁判
～裁判員の意識、市民の意識～」

2014 年度の「法と人間科学」模擬裁判を龍谷大学にて開催いたします。
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/116/648/

■日時:2015 年 3 月 28 日（土）13 時 00 分～ 18 時 00 分（予定）

■場所：龍谷大学深草学舎　紫光館4階　法廷教室

（京都市伏見区深草塚本町 67）
アクセス：http://www.ryukoku.ac.jp/about/campus_traffic/traffic/t_fukakusa.html

■ 2014 年度　全体会(合宿) 開催

メンバーイベント

2014 年度も、法と人間科学・領域メンバーの研究成果報告と有機的交流を目的とした全体会（合宿）を龍谷大学にて開催いたします。
参加募集は既に締め切らせていただきました。
また、参加の皆様には、お忙しい中、事前課題へのご協力誠にありがとうございました。
後日、回収した成果報告と討議用のアイディアをとりまとめ、討議のメンバーリストとともに配信・ご案内いたします。
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/116/647/

■日時：2015 年 3 月 29 日（日）9 時 30 分～ 16 時 00 分

■場所：龍谷大学深草学舎　紫光館4階　401 教室

※同日 29 日（日）9:10 ～ 9:30、総括班会議を同会場にて開催いたします。
本年度の予算報告と次年度活動企画検討が主な議題となります。
総括班の先生および研究班代表者は、万障お繰り合わせの上ご参加下さい。

■ ニューズレター vol.7

3 月に、法と人間科学・ニューズレター vol.7 を発行いたします。下記に目次をご紹介いたします。今月発送予定ですので、皆様のお手元に届きますまで、今しばらくお待ち下さい。

● イベントレポート：国際シンポジウム開催報告
「取り調べと可視化―新しい時代の取り調べ技法・記録化と人間科学―」
立命館大学・教授　稲葉 光行

●第 2 回 東京法と心理研究会レポート
千葉大学・准教授　佐伯 昌彦

●第 5，6 回 実務家研修レポート
「子どものための司法面接と体験を語る子どもの心理」
四天王寺大学・准教授　田中 晶子

●ニューオーリンズ児童権利擁護センター：
オードリー・ヘップバーン ケアセンターを訪ねて 1
北海道大学大学院・教授　仲 真紀子

●札幌法と心理研究会レポート
・実務現場での司法面接への取り組みと現況
仙台地検・主任捜査官　千田 早苗
・各月の活動

●イベントカレンダーとお知らせ

※ニューズレターと法と人間科学通信のバックナンバーは、下記 URL から閲覧、ダウンロードできます。
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/newsletter/

実務家と研究者のクロスセクション

人・社会の文化と法

彩北法律事務所　弁護士　吉岡 征雄

吉岡先生は、本年度12月の札幌法と心理研究会に参加して下さいました。ここでは、先生ご自身の視点から法と人間科学考をご執筆いただきました。また、12月の札幌法と心理研究会の様子は、今月発行予定のニューズレターvol.7に掲載されます。登壇の仙台地検・千田先生がレポートされていますので、そちらも併せてご覧ください。

ギリシャの哲人ソクラテスは、「悪法も法なり」と従容として毒をあおったと言われています。

しかし、国民主権の現代日本においては、「悪法は改正すべきもの」とも言えますし、法の制定、改正が議会の多数決で決まる以上、一部の人にとっては、「悪法も法なり」と言はざるを得ないかもしれません。人は社会の規範となる法を制定しますが、人もまた人が構成する社会も不変ではありませんから、法はその影響を受けて変化します。ただこの三者は、変化のスピードも方向性も異なっている以上、複雑かつ微妙にからみ合っていますから、これにかかわる人間科学と法学には密接な関係が求められると言えそうです。

先日、研究会で話題になった時効（民事・刑事）の問題も、この、人と社会の変化という視点を交えて考えてみるのも良いかと思われます。

ところで、民法については、今国会で大改正に向けた審議がなされる動きがありますからその動向を見守りたいと思います。これに対し刑事法に関しては、実体法の改正は一部分に留まっているものの、手続法分野では刑罰の本質や刑罰権の行使にかかわる大きな改正が何点かありますが、その背景に日本人や日本社会の変化を見ることができます。まず、裁判員裁判の制度です。

この制度は専門家の間では概ね順調に運用されていると見られていましたが、裁判員裁判による一審の死刑判決が相次いで最高裁で否定されたことから本質的な問題点が浮き彫りにされました。死刑判決はより一層慎重であるべきとの最高裁の基本姿勢は理解できますが、その一方で裁判員の判断を最大限尊重すべきとする従来からの基本姿勢も当然であって、その整合性をどう解決するかが課題と言えそうです。

したがって、死刑存廃論に登場する仮出獄を認めない絶対的無期刑の導入の可否、世論調査にみる国民の意思の尊重といった刑罰をめぐる重いテーマに取り組むことが避けられない段階にあると思います。

次は検察審査会制度です。検察審査会における国民の代表たる審査員の意見を尊重するとの考えから起訴強制制度を新設しましたが、これまでのところ起訴強制となった案件については異常に高い無罪率となっています。これは人権擁護の観点からはとうてい軽視できない結果であって、統計数字が少ないからといって放置できるものではありません。このような結果になることは当初より予想されたことであって、法改正後に人や社会が変わったということではなく、人や社会の実情を十分考慮しなかったところに問題があったのではないかと思います。

以上の2点とは視点が少し違いますが、刑事司法全体を通じて被害者の地位や役割重視への変化があります。

時効や告訴期間の変更、被害者（遺族）の法廷手続への関与、各種の被害者保護制度の創設がありますし、被害者の声に後押しされた危険運転致死罪の新設もあれば、同罪への適用変更を求める検察への働きかけというように、刑事手続のあらゆる段階で被害者の声を生かす法の制定や、社会の活発な動きがみられます。これは、刑事手続が刑罰権者（国家）と被疑者・被告人との対立構造としてとらえられてきたのに対し、国民（人）が主権者としての主張をするようになり、訴訟手続が3極構造になったとまでは言えないものの、少なくとも2極構造が修正されていると言えると思います。

今後人や社会がどう変化し、被疑者・被告人や被害者をめぐる法がどのように変化していくのか、いや変化していくべきなのか人間科学と法学の専門家として発信していく必要があると思います。

研究アゴラ

分担執筆著書の紹介

『民主主義の「危機」―国際比較調査からみる市民意識』

山口大学 人文学部 教授　高橋 征仁

つい数年前まで、東西冷戦の終結やアラブの春は、政治システムとしての「民主主義の勝利」を約束しているように思われていました。しかし、紛争とテロに覆われた現在の世界情勢を見ればわかるように、事態はそれほど単純なものではありませんでした。そして今度は、まるで手のひらを返すかのように、民主主義に対する失意とあきらめの言説が溢れています。そうした中、本書では、ISSP（国際社会調査プログラム）データの２次分析を通じて、民主主義の「危機」に関する様々な指摘について、その真偽を検討するという課題に取り組んでいます。

このうち、私は、本書第１章の「若者は本当に政治に無関心なのか？」という課題に取り組んでいます。「日本の若者は政治に無関心である」という指摘を、ほとんどの日本人は全く疑いもせずに信じていることでしょう。実際、著名な社会学者たちも、この指摘を前提にして、戦後日本社会を論じてきました。しかし、国際比較調査の結果に照らしてみると、次の４点において、およそ見当違いの議論をしていたことがわかります。

①まず、政治的関心についての日本の特徴は、若者の関心の低さではなく、むしろ高齢者の関心の高さにある。こうした政治的関心の年齢格差自体は、ほとんどの国で見られ、ある種の齢間分業（年齢別分業）として考えられる。

②若者の政治的無関心は、政治不信や消費水準とほぼ無関係であり、社会が安定化するほど、政治的課題の内容が変化し、年齢格差が拡大する傾向がある。

③そもそも政治意識は一枚岩の構造ではなく、救済や民主化、秩序、自由など複数のモジュールから構成されており、別々の加齢効果を持つ。

④若者たちの政治的無関心が社会の危機を招くわけではない。むしろ、日本や東欧諸国では、シルバー・ポリティックスによって社会の硬直化が生じている可能性が高い。

今回の法と人間科学の公募班研究「青年期における法意識の揺らぎに関する進化心理学的アプローチ」では、上述したような社会調査の知見を、A 神経科学的な実験研究と B 進化心理学理論という２つの方法で展開しようとしています。そして、こうした学際的な＜反抗期＞研究を通じて、たんなる服従や同調にとどまらない、ヒトの社会性の複雑さや巧妙さを理解したいと考えています。

【参考】http://www.keisoshobo.co.jp/book/b185082.html
『民主主義の「危機」―国際比較調査からみる市民意識』
編著：田辺俊介
出版社： 勁草書房
ISBN-13：978-4-326-65390-4
発売日：2014 年 12 月
判型：四六判・304 ページ
定価：3,240 円（税込）

総括班支援室からのご案内

●領域メンバーへ、情報提供のお願い

本領域の HP、通信、ニューズレターでは、皆様の活動を随時掲載・紹介し、領域の内外にお知らせしておりますので、イベントの告知、報告（レポート）、メディアへの出演情報、新規掲載論文、著作の出版など、当領域に関する活動情報を、是非、法と人間科学・総括班支援室（事務局）へメール（lahs ＊ let.hokudai.ac.jp）にてお寄せ下さい。また、実務家、市民の皆様からのご意見、ご感想および情報提供をお待ちしておりますので、お気軽にご連絡下さい。

＜連絡先＞
〒 060-0810 札幌市北区北 10 条西 7 丁目 北海道大学大学院文学研究科
新学術領域研究「法と人間科学」総括班支援室
E-mail: lahs ＊ let.hokudai.ac.jp，Tel. (011) 706 - 3912
法と人間科学 HP　http://law-human.let.hokudai.ac.jp/
※メールアドレスは＊を＠に換えてご利用下さい。

法と人間科学通信

LAW AND HUMAN SCIENCES

Vol. 12

2015 年 6 月号

発行：文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」　代表：仲 真紀子
総括班出版担当：伊東 裕司・指宿 信・城下 裕二（50 音順），支援室

◆ 目　次

■「法と人間科学」総括班支援室からのお知らせ ----- 1
・平成２７年度第１回「刑罰と犯罪防止」研究会開催
・７月度「札幌法と心理研究会」開催

■ 実務家と研究者のクロスセクション ---------- 2
「大学教員歴２か月の試行錯誤」
上智大学 法学部　佐藤 結美

■ 研究アゴラ ---------- 3
研究紹介
「飯塚事件第３次鑑定に思うこと：
腑に落ちる研究の発見」
日本大学 文理学部　厳島行雄
・総括班支援室からのご案内

巻頭歳時記

５月は夏を思わせるような暖かさでしたが、このところは大気が不安定で肌寒い日が続きます。皆様体調など崩されぬようご自愛下さい。

４月を迎え、新学術領域研究「法と人間科学」は、最終年度に突入いたしました。３月の総括班会議にて、提案された全ての企画が採択され、今年度はフィナーレに相応しい活発な活動が期待できそうです。

まず、法と人間科学の仲班と総括班も後援しているワークショップ「児童に対する性的虐待の司法的評価におけるコモンエラー」が６月 14 日に北海道大学にて開催されます（http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/675/）。講師にハワイ大学の Steve Herman 先生をお招きします。先生が普段行われる研修内容を専門家向けに再構成してお届けしていただく予定です。また続く 15、16 日の２日間は、仲班主催の司法面接研修が同じく北海道大学にて開催されます（http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/a04/naka/archive/668/）。回を重ねる毎に司法面接が実務家に浸透しており、研修への安定した高い需要が評価の高さを裏付けます。（総括班支援室・高橋）

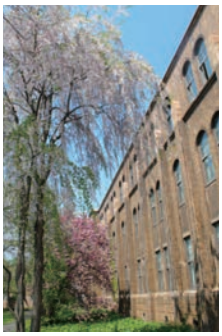

「法と人間科学」総括班支援室からのお知らせ

■ 平成２７年度 第１回「刑罰と犯罪防止」研究会の開催

「法と人間科学」メンバーイベント

新学術領域研究「法と人間科学」河合班（研究科題名：刑罰と犯罪防止）の平成２７年度第１回「刑罰と犯罪防止」研究会を桐蔭横浜大学にて開催いたします。

具体的な内容は、以下の通りです。

http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/a01/kawai/archive/64/

■日時：2015 年 6 月 28 日（日）13 時 00 分～ 17 時 00 分

■場所：桐蔭横浜大学

■課題：意識調査の分析、公表の方法の検討

今回の研究会は、新学術領域研究「法と人間科学」の領域メンバー内の研究交流、特に若手研究者や院生の育成を目指しております。ご希望の方は奮ってご参加下さい。先生方からも若手研究者や院生にお声かけ頂ければ幸いです。

内容は、死刑と厳罰化についての全国意識調査の結果分析を行います。分析の対象となる質問票は、法と人間科学メンバーには、既にメール添付にてお送りさせていただいております。これに関する単純集計を含む報告書の原稿を後日参加者の方に配布いたします。

参加希望の方は、6 月 23 日までに河合先生までメールにてご連絡ください。メールアドレス：kawai ＊ toin.ac.jp

※メールアドレスは、＊を @ に換えてご利用下さい。

■ ７月度「札幌法と心理研究会」開催

７月度「札幌法と心理研究会」を北海道大学にて開催いたします。具体的な内容は、以下の通りです。

http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/673/

■日時：2015 年 7 月 10 日（金）１８時３０分～

■場所：北海道大学　人文社会科学総合教育研究棟（W棟）　401 教室

■内容：

・報告者：　東本 愛香 先生
（千葉大学 社会精神保健教育研究センター 法システム研究部門）

・題目：「受刑者のこころの健康とその介入」

札幌法と心理研究会は、法学、法社会学、心理学などの研究者と実務家で構成される法と心理に関する研究会です。ご関心をお寄せの研究者および実務家の方に幅広くご参加いただけます。

初めてご参加を希望される方は、事務局 (lahs ＊ let.hokudai.ac.jp) までご連絡ください。

※メールアドレスは、＊を @ に換えてご利用下さい。

実務家と研究者のクロスセクション

大学教員歴２か月の試行錯誤

上智大学 法学部　佐藤 結美

佐藤結美先生には、先生が北海道大学大学院 法学研究科 修士課程にご在籍の頃より、札幌法と心理研究会に参加していただいております。ここでは、札幌法と心理研究会および法と人間科学から孵化された若手研究者・教員としてご執筆いただきました。

大学教員という職を得て早２か月になる。今年の３月まで北大法学研究科で助教をしていたので、一応は「教員」であったといえるのかもしれないが、今年度からゼミを一人で運営し、大教室で刑法の授業をしなければならないという点において、札幌法と心理研究会および「法と人間科学」の先生方から温かく見守っていただいていた院生・助教の頃とは全く異なる環境に身を置いている。

札幌法と心理研究会には、修士課程に入学した２００９年４月から参加している。私は「札幌法と心理研究会に育まれ、『法と人間科学』領域と共に成長してきた研究者」なのではないかということで本稿執筆のご依頼をいただいたが、研究会やその後の懇親会で先生方や専門を異にする院生仲間から教えてもらうことの方が格段に多かったので、札幌法と心理研究会に「寄生」し、「法と人間科学」領域から「養分を得ていた」と言う方が正しい。この研究会で学んだことのすべてをお話しするのは紙幅の関係上難しいので、最も強く印象に残っていることについてお話ししたい。

札幌法と心理研究会で最も頻繁に耳にした用語は「司法面接」である。主に虐待を受けた児童、または虐待を目撃した児童等から事実を聴取する際に行われるものであり、被面接者の負担を可能な限り少なくし、誘導尋問にならないように被面接者の自発的な言葉を引き出すことが目的とされているとのことである。刑事裁判との関わりでは、子どもが自分の言葉で具体的に語っている場合に比して、面接者からの「クローズド質問」に対して「うん、うん」とだけ答えるに留まっている場合は、供述の信用性が低下するとされている。子供の負担を軽減しつつ「本当にあったこと、見たこと」を聞き出すには、「オープン質問」をすることにより、何を話すのかを被面接者の自由に任せる必要があるというのが司法面接の本質であると理解しているが、この司法面接の技法は大学の学生指導にも応用できるのではないかと思う。

現在、上智大学では刑法のゼミを担当しており、幸いにしてゼミ生は活発に議論に参加してくれている。しかし、私がゼミ生の発言に対して「それは、これこれこういうことですか？」というクローズド質問をしてしまい、学生が「そうです」とだけ答えるという一幕もあるので、「誘導尋問になってしまったのではないか」「これは他のゼミ生に質問させるように仕向けるべきだったのではないか」と自問自答することがある。学生の思考・発言能力を向上させるには、教員も質問能力を向上させなければならないのだなと反省しきりである。サンデル教授を気取って「双方向のやり取り」を目指してはいるものの、大学教員歴２か月の身には厳しいものがある。

「法と人間科学」の中心メンバーの一人であり、司法面接の大家でいらっしゃる仲真紀子先生は、研究会や懇親会で「○○について、刑法ではどうなの？」「どんな研究してるの？」と聞いて下さることが多かった。仲先生の懐の深さとオープン質問の魔力にすっかりやられて、「刑法では･･･」「博論は・・・」などと童心に返って（？）長々話してしまう。やはり、司法面接から学ぶことは多い。

「法と人間科学」は、法学・心理学・社会学等の様々な分野の研究者と実務家が集まって「法心理学」の構築を目指す学術領域であり、札幌法と心理研究会や年１回の「模擬裁判」やそれに併催される「全体会」では、専門の異なるメンバー同士がお互いの知見を尊重しつつ、議論を深める様子に接してきた。新学術領域「法と人間科学」には、今後も「ありのままで」いることを願う。

研究アゴラ

研究紹介

飯塚事件第３次鑑定に思うこと：腑に落ちる研究の発見

日本大学 文理学部　厳島行雄

飯塚事件は 1990 年２月に起こった小学生女児２名の誘拐殺人事件である。事件発生から半年以上経過して、K 氏が逮捕された。K 氏の逮捕理由の一つが、被害者の所有物が遺棄されていた山中の、左折するカーブの反対車線側右側）に駐車していた車両が、K 氏の所有するワゴン車の特徴と極めて類似しているという T 氏の目撃証言の存在であった。

私は福岡高裁（第一次鑑定書）と再審請求のための鑑定書（第二次鑑定書）を作成した。いずれも T 氏のような車の詳細な供述が果たして可能なのかを、現場での再現実験で検証したものであった。第二次鑑定は、裁判所の批判を精査しての再実験であった。いずれの実験でも（一次鑑定 45 名、二次鑑定 30 名、合計 75 名の目撃者）、T 氏のような車の詳細に関する記憶は誰一人として報告できなかった（T 氏よりも正確な記憶が形成されやすいように条件設定した場合でも車の詳細は報告されなかった）。

T 氏が見たものをすべて覚えられるというような特異な能力は持っていなそうである。そうであれば、T 氏の記憶の起源が目撃時のもの以外にあると判断せざるを得ない。鑑定書では事情聴取における捜査側の情報が事後情報の形で提供された可能性が高いとの考察を示した。しかし、一体どうして私の鑑定実験の参加者の記憶が乏しいのかがずっと気がかりであった。

そのような折、弁護団から開示された新資料とともに誘導の可能性に関する鑑定をして欲しいとの要請があった。気にかかっていたのは、目撃が左に鋭く曲がるカーブの運転中に起こったことであった。果たしてそのような道路での運転で、T 氏が供述するように「車の斜め前、横、そして後ろから見た」というような見方が可能なのだろうかという疑問が、ずっと気にかかっていた。

そこで今回、カーブ運転の眼球運動に関して徹底的に文献検索を行い、Land & Lee(1994) のネイチャー誌に掲載された「カーブ運転時にどこを見ているのか？」という論文と、その後の多数の発展研究を見つけることができた。彼らは、車でカーブを運転するときには、道が曲がるその先端 (タンジェント・ポイント＊：TP) に視線が固定され続けることを実験的に明らかにしたのである。しかも、この TP への視線の固定はカーブに入る前数秒からカーブを脱出するまで続くこと、さらにその視線の固定は TP の周囲３度以内に 75％の頻度で留まることを明らかにした。この発見は極めて強固で、その後の研究においても支持されてきている。この事実は、目から鱗であった。T 氏の供述のように「車の斜め前、横、そして後ろから見た」との見方が不可能であることが明らかになったのである。警察は対象車両をよく見たとの印象を作り出すために、そのような見方を T 氏に言わせたのであろう。無知の悲劇である。

この論文の発見で、鑑定実験の参加者が「停車している車をよく見るように」と教示しても、なぜ車の詳細が報告できないのか良く理解できた。そして T 氏の記憶が目撃以外の情報で作り上げられたものであることが、科学的に説明できたことになる。本当に腑に落ちる発見であった。そして諦めずに近接科学の領域まで文献検索することの重要性を再認識した次第である。

＊タンジェントポイント：クリッピングポイントとも呼ばれるカーブ路内側の突出点。（引用：「astamuse」http://astamuse.com/ja/keyword/10312279）

総括班支援室からのご案内

●領域メンバーへ、情報提供のお願い

本領域の HP、通信、ニューズレターでは、皆様の活動を随時掲載・紹介し、領域の内外にお知らせしておりますので、イベントの告知、報告（レポート）、メディアへの出演情報、新規掲載論文、著作の出版など、当領域に関する活動情報を、是非、法と人間科学・総括班支援室（事務局）へメール（lahs ＊ let.hokudai.ac.jp）にてお寄せ下さい。また、実務家、市民の皆様からのご意見、ご感想および情報提供をお待ちしておりますので、お気軽にご連絡下さい。

＜連絡先＞
〒 060-0810 札幌市北区北 10 条西 7 丁目 北海道大学大学院文学研究科
新学術領域研究「法と人間科学」総括班支援室
E-mail: lahs ＊ let.hokudai.ac.jp，Tel. (011) 706 - 3912
法と人間科学 HP　http://law-human.let.hokudai.ac.jp/
※メールアドレスは＊を＠に換えてご利用下さい。

法と人間科学通信

LAW AND HUMAN SCIENCES

Vol. 13

2015 年 9 月号

発行：文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」　代表：仲 真紀子
総括班出版担当：伊東 裕司・指宿 信・城下 裕二（50 音順），支援室

◆ 目　次

■「法と人間科学」総括班支援室からのお知らせ ----- 1
・9 月度「札幌法と心理研究会」開催
・日本心理学会公開シンポジウム ---------- 2
「コミュニケーションの暴走　いじめ・DV・虐待」開催

■ 実務家と研究者のクロスセクション
「法と人間科学」と先生との関わりや期待するもの
～「性的虐待」と司法面接への期待～
札幌弁護士会　秀嶋 ゆかり

■ 研究アゴラ ---------- 3
研究紹介
アメリカの大学院における社会心理学者と「法」
名古屋大学大学院 環境学研究科　唐沢 穣
・総括班支援室からのご案内

巻頭歳時記

9 月に入り季節は秋になりました。真っ青な空に浮かぶ高低多様な雲は芸術作品さながらですが、一方で台風・大雨など自然の脅威も見せつけられます。

さて、今年後半イベントの紹介です。10 月 16 ～ 18 日の第 9 回東アジア法と心理学国際会議は、若手の国際学会登竜門です。多くの若手研究者のご参加よろしくお願いします。10 月 23 日は、北海道大学東京オフィスにて拡大総括班会議を開催します（http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/116/689/）。ここでは、今年度前半の各班から研究班の活動報告とさらにプロジェクト全体の展望について発表してもらいます。さらに、2 月に北海道大学にて開催する公開型の総括シンポジウム（仮称）の内容などについて話し合います。実務家研修は、下記のように順次開催されます。仲先生の司法面接研修を始め、11 月 1 日は羽渕先生企画の徳山大学福祉情報学会との共催による学術シンポジウムと連合した内容、23 日は田中先生企画の昨年度実務家研修の続編、3 月は仲班の橋場先生企画となっております。（総括班支援室・高橋）

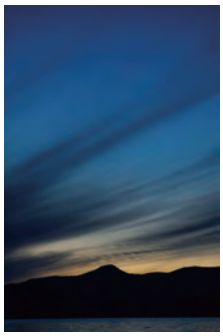

「法と人間科学」総括班支援室からのお知らせ

■「法と人間科学」に関連するイベント情報

■ 9 月度「札幌法と心理研究会」

http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/778/

- 日時：　9月２８日（月）18:30 ～
- 場所：　北海道大学 人文社会科学総合教育研究棟（W棟）101 教室
- 報告題目・内容・報告者：

①「法の非専門家による目撃証言の信用性判断に関する一考察：think-aloud 法を用いた調査を通じて」
名畑康之 氏（北海道大学大学院文学研究科・学術研究員）

②「目撃者の属性と裁判員裁判における証言の信用性判断」
堀田尚徳 氏（北海道大学大学院法学研究科・博士後期課程）

■日本心理学会公開シンポジウム
「コミュニケーションの暴走　いじめ・DV・虐待」

http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/116/779/

「法と人間科学」代表の　仲 真紀子 教授の企画による日本心理学会公開シンポジウムが下記の通り開催されます。奮ってご参加下さい。詳しい内容は下記 URL をご覧下さい。
http://www.psych.or.jp/event/sympo2015_dv.htmll

【東京会場（定員 300 名）】
2015 年 11 月 22 日 (日) 13:30 ～ 16:30
東京大学 弥生講堂 (http://www.a.u-tokyo.ac.jp/yayoi/map.html)

【京都会場（定員 200 名）】
2015 年 12 月 20 日 (日) 13:30 ～ 16:30
京都女子大学 C 校舎 C412 教室
(http://www.kyoto-wu.ac.jp/access/index.html)

■ 2015 年 実務家研修のお知らせ

10 月以降の新学術領域研究「法と人間科学」実務家研修は、下記の通り開催いたします。奮ってご参加よろしくお願いいたします。
情報は随時、HP にて更新・ご案内いたします。

■ 2015 年度 10 月司法面接研修　< 募集締め切りました >

［仲班企画］
10 月 26・27 日（月・火）[北海道大学・クラーク会館]
http://child.let.hokudai.ac.jp/training/?r=268

■学術シンポジウム・法と心理学者による実務家研修
「多言語社会を迎えてことばの壁とどう向き合うか
～留学生が事件・事故に遭遇したとき～」< 参加者受付中 >

［羽渕班企画・徳山大学 福祉情報学会共催］
11 月 1 日（日）13:00 ～ 17:15 [徳山大学・301 教室]
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/777/

■ 2015 年度 11 月司法面接研修 < 募集締め切りました >

［仲班企画］
11 月 16・17 日（月・火）[北海道大学・クラーク会館]
http://child.let.hokudai.ac.jp/training/?r=269

■「子どものための司法面接と体験を語る子どもの心理
～子どもへの包括的な支援をめざして～」<9/28 より受付 >

［田中班企画・元安田班・仲班連携］
11 月 23 日（祝･月）10:00 ～ 16:00 [ウィンクあいち･1307 会議室]
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/776/

■「児童虐待における多機関・多職種ネットワーク
構築に向けて」

［仲班（橋場先生）企画］
2016 年 3 月 13 日（日）13:00 ～ 17:00 (予定) [東京]

実務家と研究者のクロスセクション

「法と人間科学」と先生との関わりや期待するもの ～「性的虐待」と司法面接への期待～

札幌弁護士会　秀嶋 ゆかり

秀嶋ゆかり先生は、「法と人間科学」とはご縁があり、代表の仲真紀子先生や公募研究班代表の松本克美先生とも一緒にお仕事された経験がおありです。今年は、札幌法と心理研究会でも講演いただき、活動にご協力いただいております。ここでは、実務者の視点から法と人間科学に寄せる期待をご執筆いただきました。

釧路 PTSD 裁判といわれる子ども時代に親族から継続的な性的虐待を受けた女性の裁判に、控訴審（札幌高等裁判所）から関わりました。この裁判は、去る 7 月 8 日付最高裁決定において、原告の請求が認められる形で確定しました。しかし、このような性的虐待被害について、損害賠償請求等の裁判を起こすこと自体、様々な「壁」に阻まれ、極めて困難であり、事案はほんの氷山の一角に過ぎません。この裁判では、いわゆる時の壁 -「除斥期間」が問題になりました。被害者の損害賠償請求は、加害者の不法行為から 20 年経過すると請求できないという「除斥期間」により請求権がなくなるのではないか、との問題です。原告は、平成 19 年頃からうつ病を発症し、その後、PTSD との診断を受けています。札幌高裁の判決では、平成 19 年頃からのうつ病発症があらたな損害であり、そこから 20 年の除斥期間は経過していないとして、原告の請求を認めました。しかし、釧路地方裁判所の一審判決は、原告が 5，6 歳のときから受けていた性虐待中にも PTSD の症状の一部が出ていたとして、最後の被害から 20 年経過により除斥期間を理由に原告の請求を棄却していたのです。加害者が親や親族であった場合、自らの力で加害者を訴えられるのは、早くても成人して以後でしょう。私たちは、この「時の壁」の法改正が必要であると訴えています。

昨年、韓国光州で、ひまわり児童センターと、朝鮮大学病院内に設置された性暴力被害者のためのワンストップセンターを視察する機会がありました。ひまわり児童センターは、虐待被害者のケア等を行う専門機関であり、ワンストップセンターは、被害者が子どもであると大人であるとに拘わらず、性暴力や DV 被害者に対する緊急的な医療、法的な相談も含めた相談、警察への告訴等手続、証拠保全ならびに司法面接等の対応を 1 か所で受けることができる機関です。ソウルのワンストップセンターについては、仲真紀子教授が独立行政法人 科学技術振興機構の研究開発プロジェクト「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」のニューズレター vol.1（2009 年 3 月発行，p6）で紹介しています（https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=1&ved=0CB8QFjAAahUKEwj9l8yvzO7HAhWkPKYKHeYVA7w&url=http%3A%2F%2Fchild.let.hokudai.ac.jp%2F_obj%2F%3Fd%3Ddoc%26r%3D18%26o%3D2&usg=AFQjCNGM_1ewE3rYrWMVh7mPgrQimhOOQg&sig2=9tBx5ty1DwUwEd0jrW4kag&cad=rja）。

法は、本来人々の生活の中で生じた様々な人権侵害や困難を解決するために存在するはずです。子どもが法の主体である、という認識は、わが国ではまだ未成熟な状況ですが、子どもの権利条約批准から約 20 年を経て、性虐待の被害に遭った、あるいは晒されている子ども達が、被害を相談し、あるいは、自らの被害状況を「司法面接」の技法を通じて出来るだけ正確かつ的確に語り得ることは、早期の被害発見と対応につながります。ひいては、予防にもつながり得ます。

私の仲先生との出会いは、1997 年、子どもの目撃に関する警察官調書（員面調書）の供述分析を依頼した際に始まりました。その仲先生が中心になって、「司法面接」の技法を長年にわたり児童相談所や警察、検察庁等でも広めようと活動を続けておられます。「司法面接」による DVD 等の証拠化が制度として保障されるように、法律家も、制度の整備に向けてより積極的に活動する時期です。司法面接は、捜査のあり方を改善するためにも、さらに捜査の可視化にも有効であり、なによりも、被害者の負担軽減や早い段階での証拠化に向けた大きな一歩となるからです。

2015 年 1 月 16 日の札幌法と心理研究会で講演中の秀嶋先生

研究アゴラ

研究紹介

アメリカの大学院における社会心理学者と「法」

名古屋大学大学院 環境学研究科　唐沢 穣

私の専門は社会心理学です。この分野と法学の研究者が連携に成功している例はと言うと、日本はもちろんアメリカの大学（院）でも、その数は決して多くありません。そんな中で、幸いにも私が研究交流の機会を得た、プリンストン大学とカリフォルニア大学バークリー校にみる実例の一端をご紹介します。

プリンストンの心理学部・社会心理学分野といえば、むしろ近年は、偏見の研究と脳神経科学に重点を置いているように見えるかもしれません。社会的認知研究の巨匠で、偏見の弊害について最高裁で専門家証言の実績を持つ Susan Fiske 教授をはじめ、中堅・若手の教授陣にも偏見研究者が揃っています。人種、性別、信条などの社会的カテゴリーに基づく偏見が北米社会で否定されるのは、主に、教育、雇用、交友関係の選択といった、個人の権利を侵害するという理由からです。法の専門家でなくとも、こうした意識を強く持っている人が多いと感じます。もちろん日本でも同様の主張はされますが、むしろ一般市民の間では、他者を偏った目で見るなど「失礼である」「人を悲しませ不幸にする」といった意味合いで「悪」とされることが、比較的多いように思われます。こうした法意識の日常性が、社会心理学研究者の観点にも反映しているとするのは、決して拡大解釈ではないと考えます。

またここには、故 Edward Jones の影響も残っています。彼は原因帰属研究という一大領域を開拓した一人です。原因帰属とは、論理学や科学的思考方法を学んだわけではない一般の人々が、自分や他人の行動、さらには社会的な事象の「原因」を推論する過程のことです。法学の分野では、事実認定の過程と深く関わると言えるでしょう。こうした、一般人がもつ「素朴理解」の過程と内容を明らかにすることへの関心が、時代を経て社会的認知研究として発展し、現在もプリンストンの研究者たちに受け継がれていると実感することがよくあります。

この他、伝統的な社会心理学のテーマである、社会的態度や集団規範なども、現代ヴァージョンの形をとって研究されています。その多くが、たとえ「法と社会心理」の問題と位置づけられていなくても、いつでも法の問題と明示的に関連づけられるといった雰囲気をもっています。院生たちとの議論や雑談にも、法に対する意識と理解の深さを感じたことが何度もありました。その背景に、法学者との協働で多大な功績を残してきた John Darley の存在があるのは明らかでしょう。最近引退したことは残念ですが、きっとまた新しいアイディアと素養を持った後継者が登場することと思います。

一方、バークリーにも法の研究と関わる社会心理学者は数多くいます。特に School of Law には、偏見研究や文化心理学的研究で数多くの業績をもつ Victoria Plaut、プリンストンで Darley の薫陶を受けた Avani Mehta Sood など、法学と心理学の両方で学位を持つ研究者が活躍しています。School of Public Policy にいる Jack Glazer は潜在的な偏見を測定する社会心理学手法である「潜在的連合テスト (IAT)」を開発したひとりで、現在は警察の人種プロファイリングについて重点的に調べています。

これらの大学では、心理学と法学に留まらず、さらに広範な学際交流も活発に行われています。例えばプリンストンの心理学部は最近、新築の学舎に引っ越しましたが、そこは心理学と脳神経科学の２つのウィングが並行し、それを各階で渡り廊下がつなぐ構造になっています。自前の fMRI などの機器が、院生主導の研究プロジェクトでも活用されています。他方、基礎研究を社会へ実装する意識も明確で、社会心理学の院生が、国際問題・政策科学の Woodrow Wilson School と心理学部を行ったり来たりする姿を日常的に目にします。このような環境が、私たちの「法と人間科学」プロジェクトと同様の問題意識を、より大胆に、そしてより大規模に展開することを可能にしています。

以上、私自身の表現にも繰り返し出たように、個人的感想の域を出ない観察もありますが、学際研究を志す方々の参考になれば幸いです。

（上）UC バークリーキャンパス

（右）プリンストン大学の Woodrow Wilson School

法と人間科学通信

LAW AND HUMAN SCIENCES

Vol. 14

2015 年 12 月号

発行：文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」　代表：仲 真紀子
総括班出版担当：伊東 裕司・指宿 信・城下 裕二（50 音順），支援室

◆ 目　次

■「法と人間科学」総括班支援室からのお知らせ ----- 1
・第 3 回 東京法と心理研究会 開催
・主要イベント日程のお知らせ

■ 実務家と研究者のクロスセクション ---------- 2
「心理学と法学の共同研究への期待」
学習院大学　橋本 陽子

■ 研究アゴラ
研究と著書の紹介---------- 3
「刑事訴訟法研究者の仕事」
神奈川大学　白取 祐司

・総括班支援室からのご案内

巻頭歳時記

12 月「師走」に入り、多忙な日々をお過ごしのことと思います。忙しさと寒さの折、風邪やノロウィルスにはお気をつけ下さい。

去る 10 月 23 日は、北海道大学東京オフィスにて拡大総括班会議が開かれました。プロジェクトのしめとなるイベントなどについて話し合われ、ラストスパートへ準備を進めています。併せて、計画研究班を中心に、公募研究班を含めた全ての班の研究報告が行われました。今回は、8 月から新しく学術調査官に就任された橋本先生（学習院大学）にご参加いただき、活動について貴重なご意見をいただきました。本紙でも「実務家と研究者のセクション」で執筆いただいております。実務家研修は、仲先生の司法面接研修、羽渕先生企画、田中先生企画といずれもアンケートで高評価、好コメントをいただき終了いたしました。今後は、まず 2/14 に北海道大学にて公開型の「グランドシンポジウム」（旧：「総括シンポジウム」、総括班会議にて名称変更いたしました）を開催します。続いて 2/27 模擬裁判、2/28 全体会、3/13 仲班の橋場先生企画の実務家研修が開催されますので、奮ってご参加お願いします。（総括班支援室・高橋）

「法と人間科学」総括班支援室からのお知らせ

■ 第 3 回 東京法と心理研究会 開催

参加費無料
参加登録不要

第 3 回東京法と心理研究会を日本大学にて開催いたしますので、奮ってご参加下さい。内容の詳細は以下をご参照下さい。
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/794/

■日時：12月12日（土）13 時 30 分～ 17 時 30 分

■場所：日本大学文理学部 3 号館 3304 教室
http://www.chs.nihon-u.ac.jp/access/

●個別報告（13 時 30 分－ 15 時 45 分）

・**谷辺 哲史**（東京大学大学院 人文社会系研究科）
「法廷における理性と感情―裁判に「感情的」な市民は不要か―」

・**岩谷 舟真**（東京大学大学院 人文社会系研究科）
**「暗黙のルールは如何にして維持されるか
－多元的無知の観点から－」**

・**新岡 陽光**（法政大学大学院 人文科学研究科）
**「暗黙のルールは如何にして維持されるか
－多元的無知の観点から－」**

●基調講演（16 時 00 分－ 17 時 30 分）
「刑事裁判における供述心理鑑定の役割－実例から考える」
今村 核先生（第二東京弁護士会）
今村弁護士は、いくつもの冤罪事件を手がけられ、「冤罪弁護士」として有名な方です。ご自身の手がけられた事件に基づくお話が伺えることと思います。

※参加費無料、参加登録不要
[問合せ先] 慶應義塾大学 伊東裕司 yitoh[at]flet.keio.ac.jp
[at] を @ にご変更のうえご送信ください。

■ 主要イベント日程のお知らせ

新学術領域研究「法と人間科学」は、以下の通りイベントの開催を予定しておりますので、奮ってご参加よろしくお願いいたします。
詳細情報や申し込み方法などは、HP にて随時ご案内いたします。

■「法と人間科学」グランドシンポジウム ＜実務家・一般市民向け＞
［総括班企画］
2月14日（日）9：00 ～ 17：00（予定）
人文・社会科学総合教育研究棟 2F [札幌]
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/116/798/
※【領域メンバーへ】イベント終了後 18 時より、領域メンバーの懇親会の席をご用意しております。ご参加の程よろしくお願いいたします。

■「法と人間科学」模擬裁判
［指宿班（山田先生）企画・山崎班協力］
2月27日（土）13：00 ～ 17：30（予定）
関西学院大学・梅田ハブスクェアキャンパス [大阪]（予定）
※【領域メンバーへ】**2月28日（日）**は、**領域の全体会**が、上記の会場で開催されます。ご参加の程よろしくお願いいたします。

■ 法と人間科学・実務家研修 ＜実務家向け＞
「児童虐待における多機関・多職種ネットワーク構築に向けて」　［仲班（橋場先生）企画］
2016年3月13日（日）13：00 ～ 17：00 (予定)
主婦会館プラザエフ [東京]

このほか、おおよそ月に 1 度、札幌法と心理研究会を北海道大学にて開催し、ホームページにて随時ご案内しております。1 月にも予定しておりますので、皆様にも是非ご参加よろしくお願いします。

実務家と研究者のクロスセクション

「心理学と法学の共同研究への期待」

学習院大学 法学部 教授　橋本 陽子

2015 年 8 月から任期 2 年の予定で文科省学術調査官に就任いたしました。私の研究分野は労働法で、とくに EU 及びドイツの労働法との比較法研究をしています。学際研究といえば、法と経済学を聞きかじった程度で、調査官に就任するまで、心理学と法学との共同研究が行われていることも知りませんでした。10 月 23 日の領域会議で伺った各計画研究や公募研究の研究内容のご報告は、非常に新鮮で、知的好奇心が刺激されました。

労働法では、心理学の知見を活かすという問題意識は未だほとんどないのですが、その理由としては、第 1 に、労働事件の大半は民事事件であり、刑事事件ほど事実認定の問題がクリティカルではないこと、第 2 に、労働事件において労働者と使用者は対立するものの、労働市場で活動する人間についてはある程度の均一性が前提とされてきたこと（「エンプロイヤビリティ」という言葉が想起されます）が考えられないだろうかなどと漠然と思いました。しかし、こう思ってすぐに、すでに心理学の知見が労働法でも重要な意味を持ったケースである横浜セクシュアル・ハラスメント事件（東京高判平成 9・11・20 労判 728 号 12 頁）を思い出しました。東京高裁は、被害者が 20 分以上も加害者の為すがままにされていたということは考え難いとしてわいせつ行為を認定しなかった地裁判決（横浜地判平成 7・3・24 労判 670 号 20 頁）を覆し、米国における強姦被害者の対処行動に関する研究に言及したうえで、「本件において、控訴人が事務所外に逃げたり、悲鳴を上げて助けを求めなかったからといって、直ちに本件控訴人供述の内容が不自然であると断定することはできない」と述べ、加害者のわいせつ行為を認定しました。本判決は、現在では、法科大学院で使用されている標準的なケースブック（荒木尚志ほか『ケースブック労働法（第 4 版）』有斐閣、2015 年）に教材として収録されています。

高裁判決の考え方こそが、今ではまさに常識なのかもしれませんが、当時、高裁の加藤和夫裁判長は、裁判官になる前に、東京大学法学部で助手として労働法を研究していたという経歴の持ち主だったので、労働法の研究動向に明るく、先進的な判決を書かれたのだろうと理解されました。加藤裁判官が具体的に触れた文献も、アリソン・ウェザーフィールド（黒川道代訳）「アメリカ人弁護士のみた日本のセクシュアル・ハラスメント（上）（下）」（ジュリスト 1079 号 31 － 41 頁、1080 号 75 － 81 頁〔1995 年〕）ではないかと言われています。ウェザーフィールド弁護士は、菅野和夫教授（東京大学名誉教授、学士院会員）に招かれて、しばしば東大法学部でゼミを行っていました。菅野教授と加藤裁判官は、同時期に助手をしていました。

以上は、私が直接、加藤裁判官に確かめた情報ではないのですが、裁判官が新しい考え方を受け入れる 1 つのパターンを示しているのではないかと思います。

また、最近では、男女賃金差別（労基法 4 条）の立証において、女性は企業における基幹的業務には向かないというジェンダー・バイアスが女性の昇格・昇進を阻んでいるというアメリカの社会心理学の知見を取り入れ、差別はなかったことを出発点として、原告である女性労働者に差別の立証負担を課す現在の裁判実務を見直し、差別があったことから出発すべきであるという見解も主張されています（相澤美智子「中国電力事件広島高裁判決に関する意見書」労働法律旬報 1831・32 号〔2014 年〕81—99 頁）。セクハラのような個別ケースと異なり、賃金差別の立証にジェンダー・バイアスを取り入れるという見解は、企業の人事管理制度自体を問題にするものなので、裁判実務に取り入れられるためにはより多くの困難があると思われますが、他方で、男女雇用平等法理は、広島中央保健生協（C 生協病院）事件最高裁判決（最判平成 26・10・29 労判 1100 号 5 頁）以降、マタハラを違法とする裁判例の増加によって、新たな展開を迎えています。この変化の直接的な契機は、女性の労働力参加を促す雇用政策上の必要性だと思われます。国策と言い出すと、心理学の知見とは無関係になってしまうかもしれませんが、その時々の政治的・社会的状況が裁判官の心証に及ぼす影響は、心理学の研究対象にはならないでしょうか。

法解釈学は、裁判官の恣意的な判断を排除し、判決の予測可能性を高めることを使命として長い間、解釈技法の構築と判例研究が行われてきました。紛争の時系列において、解釈技法の構築は事前、判例研究は事後の作業であるといえますが、裁判官の心証形成のメカニズムに直接迫る心理学は、いわば両者をつなぐ、まさに紛争解決の過程を解明する役割を担っているとはいえないでしょうか。心理学と法学の共働のさらなる深化に期待したいと思います。

研究アゴラ

研究と著書の紹介

刑事訴訟法研究者の仕事

神奈川大学 法科大学院 教授　白取 祐司

最近、共同で本を出しました。白取祐司＝今村核＝泉澤章編著『日本版「司法取引」を問う』（旬報社、2015 年 12 月刊）という本です。内容は、2015 年 8 月に衆議院で可決された「刑事訴訟法改正案」のうち、新たな「司法取引」制度、正式名称を「捜査公判協力型協議・合意制度」を取りあげ、外国法との比較をするなどして、批判的に検討したものです。十数年ほど前から、私が専門とする刑事訴訟法に関する大きな法改正が増え、そのたびに研究者は、法案のときから対応に追われます。

立法が動かない時代、研究者は、刑事訴訟法という法律と、その具体化である裁判例を相手にもっぱら「法解釈」の作業をしていました。しかし、立法はもっと " 動的 " です。法制審に委員として立法作業に加わる研究者もいれば、立法を批判し、反対する研究者もいます。私の経験を申し上げると、1999 年の通信傍受法の法案審議のときと、2007 年の被害者参加法の法案審議のとき、衆議院法務委員会で参考人として意見陳述しました。多数の研究者が共同で、法案に対する意見書をつくって発表することもあります。少年法改正問題などで、市民向けに講演したことがありますが、これもある種の立法への関わりといえるかもしれません。

今回の本も、日本版「司法取引」が、諸外国の制度と比べてもえん罪を生む危険が大きいことを訴えるために企画されたものです。私自身は、「司法取引」に慎重なフランスの実情を紹介しました。フランスには、「有罪の自認」をすると比較的軽い（1 年以内の拘禁刑）刑罰を受けるだけで済む、という手続があります。しかし、日本版「司法取引」のような、共犯者密告型や他人密告型の「取引」はありません。アメリカには、密告型の司法取引はありますが、それによって大量にえん罪が発生し、問題になっているのです。国会で法案審議される際、刑事立法であれば、法務省が外国法の制度を紹介する資料が添付されます。ただ、法務省は立法を実現しようとする立場ですので、資料に「司法取引」制度の概略の説明はあっても、その弊害や問題点は出てきません。そこを指摘し、バランスのとれた議論をするための材料提供も、研究者の役割です。

法学者もいろいろで、昔の法制度を研究している人、もっぱら外国の法制度を研究する人など様々ですが、実定法の研究者が、当面する立法の動向から目を背けるわけにはいきません。法学研究者の本来の役割かどうかは別にして、これも大事な「仕事」ではないかと思っています。

総括班支援室からのご案内

●領域メンバーへ、情報提供のお願い

本領域の HP、通信、ニューズレターでは、皆様の活動を随時掲載・紹介し、領域の内外にお知らせしておりますので、イベントの告知、報告（レポート）、メディアへの出演情報、新規掲載論文、著作の出版など、当領域に関する活動情報を、是非、法と人間科学・総括班支援室（事務局）へメール（lahs ＊ let.hokudai.ac.jp）にてお寄せ下さい。また、実務家、市民の皆様からのご意見、ご感想および情報提供をお待ちしておりますので、お気軽にご連絡下さい。

＜連絡先＞
〒 060-0810 札幌市北区北 10 条西 7 丁目 北海道大学大学院文学研究科
新学術領域研究「法と人間科学」総括班支援室
E-mail: lahs ＊ let.hokudai.ac.jp，Tel. (011) 706 - 3912
法と人間科学 HP　http://law-human.let.hokudai.ac.jp/
※メールアドレスは＊を＠に換えてご利用下さい。

【お詫び】ニューズレター vol.8 の印刷ミスについて

皆様方には、平素より新学術領域研究「法と人間科学」をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

領域メンバーとご希望の方に、当領域総括班より発行しておりますニューズレター（イベントレポート）をお届けしております。ご購読いただいておりますこと、重ねてお礼申し上げます。

それにも関わらず、不用意にも 9 月発行の vol.8 の印刷の不手際に気づかずに皆様にお送りしてしまいましたこと、心よりお詫び申し上げます。今後そのようなことがないよう、入念な確認を重ねてまいりたいと存じますので、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

残すところあと 1 号となりますニューズレターを、引き続きご購読の程よろしくお願いいたします。

新学術領域研究「法と人間科学」
総括班支援室